

令和4年8月26日

瀬戸内市議会議長

廣田 均 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

| | |
|------|---|
| 期間 | 令和4年8月19日（金）、22日（月） |
| 研修会名 | 第55回市町村議会議員研修会zoom開催 |
| 開催場所 | オンライン |
| 研修内容 | <p>第1講義 危険！建設残土 土砂条例と法規制を求めて 講師 畑明郎 氏（滋賀環境問題研究所所長）</p> <p>○京都府内の残土問題</p> <ul style="list-style-type: none">・城陽市山砂利採取地の残土問題 →井戸水から水銀が検出、地下水汚染・行政は問題が起こらないと条例をつくらない・京都市の残土崩落事故 →無許可造成、不法投棄を繰り返した後、西日本豪雨時に崩れ、土石流に・崩れた土砂の中に産業廃棄物が混ざっていた <p>○滋賀県内の問題</p> <ul style="list-style-type: none">・大津市の処分場問題 →市内に十数か所の捨て場がある・京阪神から持ち込まれ、汚染土壌処理業者が多い 巨大なごみの山ができて放置されている <p>○愛知県の残土問題</p> <ul style="list-style-type: none">・瀬戸市の放置されている残土 →環境問題になり条例が制定された |



- 住民運動が広がり、メディアも取り上げ、広く社会問題になれば、行政は条例化制定などに動く
- 静岡県熱海市（2021年7月3日発生）
 - ・土石流は海岸まで流れた
 - ・連鎖崩壊が発生した
 - ・業者は知らなかったと逃げている
 - ・国・県・市は指導をしていなかった
 - ・誰も責任を認めない状況が続いている
 - ・再発防止策をどうするかが課題
- 全国的にはたくさんの問題
 - リニア建設、北海道新幹線延伸工事、東京外環道工事など
- 残土対策として、条例制定しているのは47%。規制強化、共通ルールを望む声が広がっている
- 盛土規制法案の問題点
 - ・がけ崩れや土砂流入による災害防止が目的とされ、自然破壊や環境汚染防止の観点がない
 - ・都道府県知事が関係市町村の意見を聞いて、規制区域を指定するが、適切な指定が行われない可能性がある
 - ・対象が大規模なものに限定されるおそれがある
 - ・残土が最終処分先に搬入されているかをチェックするトレーサビリティ制度がない
- 法制化の必要性
 - ・全国的に建設残土捨て場は、土砂崩落事故、自然破壊、水質汚濁などを引き起こしており、自治体の条例だけでは対応できない
 - ・国が法律を制定し、対応すべきである

第2講義　自治体財政の基礎を押さえて「財政危機」の正体を知る

講師　森裕之 氏（立命館大学政策科学部教授）

- 自治体財政の制度と運用
 - ・財政は家計（企業）と同じように考えるとわかりやすい
 - ・歳入歳出は単年度主義
 - 歳入
 - ・財政の財源は税金
 - ・コロナ禍、令和2年度決算
- 総額 104.9兆円（国税 64.9兆円、地方税 40兆円）

○一般財源と特定財源

- ・一般財源は、自治体が使途を決めることができる財源
- ・特定財源は、使途が限定されている財源

○なぜ一般財源が重要なのか

- ・自治体がやりたい施策を実行できる
- ・自治体の財政指標のすべてが一般財源との関係で判断される

○地方税の種類と税率

- ・地方税は地方税法によって大枠が決められている
- ・地方税法で定められているのは税金の「種類」と「税率」
- ・地方税法で定められている税率はほとんどが「標準税率」
- ・自治体は標準税率の引き上げ引き下げを行うことが可能
- ・地方税法で定められていない税金を自治体が独自に課税することができる
- ・各自治体の税金の種類と税率は毎年度決めている

○コロナ禍、財政状況が改善される自治体が多い

- ・国に予想以上の収支があった
- ・臨時対策費のような形で新たな項目を作り各自治体に交付した
- ・財政危機の状態はかわっていない

○歳出

- ・民生費は基本現金で支給している
- ・物件費の推移

以前は非正規雇用の賃金が含まれていたが、会計年度職員の制度導入後移行された

- ・物件費の6割が委託料になっている

○歳出を見る場合の注意点

- ・歳出項目の大きさだけを見ないで、その中に含まれる一般財源の負担分を見る
- ・建設費はその後の維持管理がすべて自治体の一般財源の負担で済わなければならないことに注意する

○財政の黒字、赤字の視点

- ・財政にとって黒字が大きいことは良くない
- ・赤字を避けることは当然である
- ・自治体財政運営は「利益を上げる」ことではない
- ・黒字が多ければ良いというのは営利団体の考え方
- ・財政の黒字があるときは「住民サービスとして支出する」か、「将来に備えて基金に積み立てる」か判断するのは政

| | |
|----|--|
| | <p>治判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の種類は 3 つ 「財政調整基金」「減債基金」「特定目的基金」 ・自治体財政の黒字・赤字は 4 つ 「歳入歳出差引」「実質収支」「単年度収支」「実質単年度収支」 ・自治体の正式な黒字・赤字は実質収支で判断される。大切なのは実質単年度収支 <p>○黒字の処分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税に規定されている ・黒字のうち 2 分の 1 以上は基金に積み立てるか、繰り上げ償還にまわさなければいけない <p>○今後は財政状況が厳しくなるのは見えている</p> |
| 所感 | <p>講義 1 は、熱海市の土石流の発生で全国的に注目が集まって、さまざまな場所で残土問題が解決されずにいることがわかった。私のものにも残土ではないが、市内で太陽光パネル設置のため山の傾斜地に開発が行われていて、事故にならないか心配だと相談があった。岡山県においては規制の条例があるが、市には規制する具体的な条例がないことが分かった。全国的にも事故などが起こらないと行政は動かず、条例化もされない。住民が安心して暮らして行けるようになるのが必要である。市に働きかけるとともに国にも働きかける必要があると感じた。</p> <p>講義 2 は、財政の仕組みを把握していくこと、赤字の問題、黒字の問題を改めて整理することができた。コロナ禍の今、臨時で国から対策費がでているので、自治体財政の厳しさが薄らいでいることを冷静に見なければいけない。予算書、決算書だけでなく、決算シートも適宜活用してみていかなければいけないと感じた。</p> |